（三級の技能検定）

第九条　三級の技能検定の学科試験及び実技試験は、次の表の自動車の種類の欄に掲げる自動車に関し、それぞれ同表の学科試験の科目の欄及び実技試験の科目の欄に掲げる科目について行う。

技能検定の種類	自動車の種類	学科試験の科目	実技試験の科目
三級自動車整備士（総合）の技能検定	全ての自動車	一　構造、機能及び取扱法に関する初等知識 二　点検、修理及び調整に関する初等知識 三　整備用の試験機、計量器及び工具の構造、機能及び取扱法に関する初等知識 四　材料及び燃料油脂の性質及び用法に関する初等知識 五　保安基準その他の自動車の整備に関する法規	一　簡単な基本工作 二　分解、組立て、簡単な点検及び調整 三　簡単な修理 四　簡単な整備用の試験機、計量器及び工具の取扱い
三級自動車整備士（二輪）の技能検定	二輪の小型自動車及び二輪の軽自動車		

技能検定の種類	自動車、シャシ又はエンジンの種類	学科試験の科目	実技試験の科目
三級自動車シャシ整備士の技能検定	普通自動車等シャシ	一　構造、機能及び取扱法に関する初等知識 二　点検、修理及び調整に関する初等知識 三　整備用の試験機、計量器及び工具の構造、機能及び取扱法に関する初等知識 四　材料及び燃料油脂の性質及び用法に関する初等知識 五　保安基準その他の自動車の整備に関する法規	一　簡単な基本工作 二　分解、組立て、簡単な点検及び調整 三　簡単な修理 四　簡単な整備用の試験機、計量器及び工具の取扱い
三級自動車ガソリン・エンジン整備士の技能検定	普通ガソリン自動車、小型四輪ガソリン自動車、三輪の小型自動車、四輪の軽自動車及び三輪の軽自動車のエンジン		
三級自動車ジーゼル・エンジン整備士の技能検定	ジーゼル自動車のエンジン		
三級二輪自動車整備士の技能検定	二輪の小型自動車及び二輪の軽自動車		

（三級の技能検定）

第九条　三級の技能検定の学科試験及び実技試験は、次の表の自動車、シャシ又はエンジンの種類の欄に掲げる自動車、シャシ又はエンジンに関し、それぞれ同表の学科試験の科目の欄及び実技試験の科目の欄に掲げる科目について行う。

技能検定の種類	自動車、シャシ又はエンジンの種類	学科試験の科目	実技試験の科目
二級ジーゼル自動車整備士の技能検定	ジーゼル自動車（ジーゼル・エンジンを原動機とする自動車をいう。以下同じ。）	一　構造、機能及び取扱法に関する初等知識 二　点検、修理及び調整に関する初等知識 三　整備用の試験機、計量器及び工具の構造、機能及び取扱法に関する初等知識 四　材料及び燃料油脂の性質及び用法に関する初等知識 五　保安基準その他の自動車の整備に関する法規	一　簡単な基本工作 二　分解、組立て、簡単な点検及び調整 三　簡単な修理 四　簡単な整備用の試験機、計量器及び工具の取扱い
二級自動車シャシ整備士の技能検定	普通自動車、四輪の小型自動車、三輪の小型自動車、四輪の軽自動車及び三輪の軽自動車のシャシ（エンジンを除く。以下「普通自動車等シャシ」という。）		
二級二輪自動車整備士の技能検定	二輪の小型自動車及び二輪の軽自動車		